

## 新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項

(令和3年5月7日開催分)

### 【市内飲食店・カラオケ店への時短要請及び協力金の支給の期間延長について】

- ・「奈良県緊急対処措置」の期間延長が決定した場合、令和3年5月1日から5月11日までとしていた橿原市内の飲食店・カラオケ店に対しての営業時間（午後8時まで）の短縮要請を、令和3年5月31日まで延長する。また、対象店舗への見回りは本市「感染予防推進宣言」ステッカーの巡回体制により実施する。

### 【公共施設の休館等の期間延長について】

- ・令和3年5月1日から5月11日までとしていた橿原市の公共施設等（一部を除く）の休館を、令和3年5月31日まで延長する。（「公共施設の開館・休館状況」参照）
- ・保育所での延長保育や土曜保育、一時預かり保育を可能な範囲で利用を控えてもらうよう要請する。

### 【市主催イベントの中止について】

- ・令和3年5月1日から5月11日の期間、市主催の全てのイベントを中止していましたが、これを令和3年5月31日までの期間に延長する。

### 【学校活動について】

- ・令和3年5月1日から5月11日の期間、学校の部活動の一部自粛や学校体育施設開放事業を中止していましたが、令和3年5月31日まで延長し中止する。